

サービス付き高齢者向け住宅「野田の郷天神」の入居の手引き

令和3年8月
社会福祉法人双葉会

『利用者様への敬いの気持ちを忘れず、和と愛情を持って笑顔で接します』



1. サービス付き高齢者向け住宅とは

国土交通省・厚生労働省が所管する単身および夫婦世帯の高齢者の皆さんが生まれ育った地域で安心して居住できる賃貸住宅のことです。

2. 住所、連絡先、戸数、規模等

- (1)住所 ・・出水市野田町上名 5847 番地(石沢歯科医院隣り)
- (2)連絡先 ・・(TEL)0996-79-3022、(FAX)0996-79-3088
 ・・(携帯)080-1706-0261
- (3)戸数 ・・個室 16 部屋
- (4)部屋の面積 ・・18.0 m²
- (5)構造 ・・木造平屋建て

※『野田の郷天神』の情報、居室の写真等は、ホームページやスマホで閲覧することができます。(<http://nodanosato.jp/>) または野田の郷で検索下さい。

3. 入居の対象者

60 才以上の高齢者が入居できます。(※但し、健康状態が安定していない方や要介護3～5の方の入居はご遠慮願います。また、事前に面談の上、入居を決定します)

※高齢者とは・・・60 才以上の方、または要介護・要支援認定を受けている方

4.入居をお断りする場合

- (1)共同生活を営むことに支障がある方
- (2)自傷他傷のおそれがある方
- (3)常時医療機関において治療が必要な方
- (4)その他、野田の郷天神の運営に支障をきたす恐れがある方

5.「野田の郷天神」の事業者および管理者

(1)事業者

社会福祉法人双葉会 理事長 来仙隆洋

法人住所 出水市野田町下名4975-2

電話番号 0996-84-2904

(2)管理者

野間口 りえ

電話番号 0996-79-3022、(携帯)080-1706-0261

6.居室の装備

トイレ、洗面台、収納、照明、エアコン、カーテン、電動ベッド、ナースコール

7.共用設備

浴室、食堂、食堂内台所、洗濯機、衣類乾燥機

8.入居に関する月額費用について(30日で計算した場合)

(1)居室費	…35,000 円	当月分を翌月 20 日払い
(2)生活管理費	…17,000 円(生活相談、安否確認)	〃
(3)共益費	…11,000 円(水道光熱費)	〃
(4)食費	…37,350 円(1,245 円/日×30 日)	当月分を翌月 20 日払い
合計	100,350 円	

※必要に応じて介護保険、医療保険を利用された場合は、個人負担となります。
※入居にあたって、敷金は不要ですが、退去される場合、部屋のクリーニング料をお支払いいただきます。

9.介護のサービスについて

- (1)コール対応、様子伺い、日常生活上の相談援助等は、生活管理費に含まれます。
- (2)定時・定期での移動・移乗・排泄・食事・入浴等の介助が必要な場合は、介護保険サービスの利用をお願い致します。
- (3)ナースコール対応による軽微な移乗等の介助については、生活管理費に含まれる場合があります。
- (4)医療的な対応が必要な場合は、訪問看護等を利用させていただきます。
- (5)介護保険サービスが利用できない方には、洗濯・掃除・買い物代行等の専門業者を紹介しますので、ご希望の方はご利用ください。
- (6)協力医療機関 来仙医院 石沢歯科医院

10.その他のサービス等について

- (1)貴重品の管理は、原則自己管理させていただきます。
- (2)受診および受診時の送迎、付添いは原則ご家族に行っていただきます。
- (3)洗濯は入居者でお願いします。
- (4)車いすや歩行器については、入居者持込みかレンタルとなります。
- (5)買い物は入居者で行うか、外部のサービスが利用できます。

11.施設内の取り決め事項

- (1)部屋での火器の取扱いは厳禁となっています。
- (2)建物内での喫煙は禁止となっています。
- (3)部屋での飲酒はできますが、他の入居者へ迷惑とならないように注意してください。
- (4)食事の時間は、朝食(7時30分～8時30分)、昼食(12時～13時)、夕食(18時～19時)となっています。
食事を長期間止める場合は1週間前までにお申し出ください。
- (5)外出・外泊する場合は、外出・外泊届を事務所に提出してください。(無断での外出等はできません)
- (6)外出時の門限は21時です。
- (7)入浴は、10時～12時と14時～17時の間とします。(週3回程度の利用としています)

- (8)理容・美容は入居者でお願いします。(理美容業者の施設への訪問は可能です。)
- (9)新聞等の購読は、個人で申込みをお願いします。
- (10)飲食物の出前を頼むことはできます。その際は、事前に事務所へ申し出て下さい。
- (11)面会時間は、9時から20時までとなっています。(これ以外の時間の面会が希望の方は、事前に事務所に申し出てください。)
- (12)インフルエンザが流行する時期の前に、全員予防接種をしていただきます。また、感染症に関しては集団生活に多大な支障がでる可能性が高いため、原則ご家族又は身元引受人に介護等のご協力をお願いします。一時的にご自宅もしくは入居前のお住まいでの安静・療養をお願いする場合もございます。
- (13)食堂に設置している台所を使用する場合、事前に事務所に申し出て下さい。
- (14)感染症予防のため、入居前に掛布団、毛布はクリーニングして持込下さい。または、布団レンタル業者をご利用下さい。
- (15)施設内の備品を故意または重過失で破損させた場合は、修理費を弁償していただきます。
- (16)犬・猫などのペットの持込みはできません。
- (17)他の入居者に迷惑となる行為は、厳に慎んでいただきます。(迷惑行為を指摘後、改善されない場合は退去していただくこととなります。)

12.入居時に持ってきていただきたい物、または個人で用意していただきたい物

- (1)印鑑、医療保険証、介護保険証、内服薬
- (2)家具・電化製品等
 - 例:机、椅子、タンス、時計、ごみ箱、テレビ、冷蔵庫、電気スタンド等
 - ※携帯電話の持込みは可能ですが、固定電話は持込みできません。
 - ※場合によっては、持ち込めない物もあります。
- (3)衣類・布団等
 - 必要な布団、必要数の衣類(普段着、肌着、寝間着)、靴(室内履き、外履き)、タオル類
 - ※季節毎に衣類は入替えをお願いします。
- (4)日用品
 - 湯呑み、はし、コップ、歯ブラシ、歯磨き粉、髭剃り、ヘアブラシ、ハンガー、爪切り、ハンドソープ、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、掃除道具、洗濯用洗剤、柔軟剤等
 - おむつ類(リハビリパンツ、尿取りパット、紙おむつ等)

※個人で必要な日用品は、各人で準備して下さい。品物によっては持ち込めない物があります。

(5)入浴道具

洗面器、シャンプー、ボディソープ、洗身用タオル等は入居者各人で準備して下さい。

(6)その他

- ・歩行器、車椅子、杖等の補助具は、入居者個人で準備して下さい。
- ・個人の持ち物には、名前の記載をお願い致します。
- ・飲食物の管理は、各人の責任でお願いします。(管理に関する援助が必要な場合はお申し出ください。)
- ・たばこ、アルコール類の持込みに関しては、事前にご相談下さい。
ライターは持込み厳禁です。建物内は禁煙となっていますので、喫煙場所を指定致します。
- ・貴重品(現金、通帳、印鑑、保険証等)に関しては、自己管理をお願いします。

14.苦情等の窓口

- ・責任者 野間口 りえ
- ・行政 出水市いきいき長寿課 TEL0996-63-2111



体験入居のご案内

空室がある場合、契約締結前に体験入居をお試しいただけます。
詳細については別紙を参照ください。

以上